

東京裁判の影

—昭和天皇は何故裁かれなかったのか—

横 島 公 司

キーワード

東京裁判 昭和天皇 マッカーサー 戦争責任 カイザー 訴追条項

はじめに

東京裁判とはなんであったのか。東京裁判研究者として知られる栗屋憲太郎氏は、その問いにこう答えている。「東京裁判の孕む問題は、巨大で、しかも多義的です。東京裁判論はすぐれて現代的課題であるとともに、現代における戦争と平和をめぐる未解決の問題を提起してやみません」。

栗屋氏の言うように、東京裁判はいまなお多くの問題を我々に提起してやまい。そのひとつとして、東京裁判と昭和天皇をめぐる問題が挙げられよう。それは、東京裁判の全過程を通じて「連合国側と日本の当局者との攻防と妥協

の最大のテーマであったのが、天皇の戦争責任問題^②であったからに他ならないためである。

周知のように、東京裁判において昭和天皇の訴追は実現しなかった。その最大の理由は、米国が対日占領政策のため、昭和天皇の温存・利用の道を選択したためであり、そして天皇不訴追の決定に決定的な役割を果たしたのが、連合国軍最高司令官（SCAP）マッカーサー元帥であったことも、現在ではほぼ明らかとなっている。

さて、本稿の主題は、昭和天皇が東京裁判において不訴追に至った過程を論じることにある。だが先述のように天皇不訴追の過程についてはすでにかなりの研究蓄積があ

③、本稿の目的もまた、こうした既存の研究に代わる新たな解釈を試みることではない。しかしそれでもなお、天皇の訴追問題をめぐっては、いまだ解明されていない問題がいくつか残されている。そのひとつが、日本政府が敗戦直後、来るべき国際裁判に備え独自に行なっていた戦争責任の研究である。そしてこれらの研究の最大の目的は、天皇の免責を法理上の観点から「立証」することにあった。では、日本政府が作り上げた天皇免責の論理とはどういったものであり、そしてこうした免責の論理は、天皇不訴追の過程のなかで何らかの影響を及ぼしていたのだろうか。

そのため本稿では、東京裁判開廷以前の日本側の動向に着目し、とくに敗戦直前に清瀬一郎らが行っていた戦争裁判の研究、さらに敗戦直後に日本政府内で行われていた戦争責任の研究についてそれぞれ検証する。

そのうえで、天皇とマツカーサーとの関係から、不訴追の決定に天皇自身がどう関与したかについて論じていきたい。そのため本稿においては、いわゆる「天皇・マツカーサー会見」をとくに重視する。何故ならこの会見で天皇が発したとされる「お言葉」には、これまである重大な部分が欠落していたという研究成果が豊下楯彦氏によって発表されたためである。これまで、マツカーサーを天皇不訴追の方向に向かわせる上で、天皇の「お言葉」は非常に重要な影

響を与えたとされていた。しかし豊下氏があきらかにした天皇の「政治家」としての側面は、不訴追のため天皇自らがどう関与したかを同時にあきらかにするものであり、本稿の主題に接近するためには欠かすことが出来ない重大な指摘である。

以上を踏まえ、本稿では、天皇の不訴追に至る過程の一面を国内の動向から跡付けていく。そのうえで昭和天皇の不訴追がどのような問題を後世に残したのか、あらためて検討したい。

一・裁判開廷以前の日本側の動向

日本は、戦争終結後に連合国主導による戦争裁判が行われるであろうことを察知し、独自に研究を進めていた。しかし戦争裁判がどういった形式に基づいてなされるかは不明なままであった。ヴェルサイユ条約の先例から、戦時国際法違反者を裁くことについては理解が及んでも、連合国がいう戦争犯罪人とは具体的にはどういったものを指すのか明確でなかったためである。何より、日本側の重大な関心事は、昭和天皇が戦争犯罪人として訴追の対象となるか否か、という点であった。従ってどうやって天皇の追訴を回避するかに焦点が絞られていくのである。

国家元首訴追の先例

一九四五（昭和二〇）年七月二六日、連合国からポツダム宣言が日本に通告された。ポツダム宣言は、全一三カ条からなり、なかでもポツダム宣言第一〇条において「捕虜となつた連合国の人々を虐待した者を含むすべての戦争犯罪人を嚴重に処罰する」ことが示されていた。

だが、日本はポツダム宣言によつて、戦争裁判が行われることを唐突に知つたのではない。日本政府は、外電や各国に駐在する外交官からの情報などをもとに、戦争終結後に戦争裁判が行われるであろうことを戦争中の段階から察知していた。以下は、東京裁判において弁護人として活動した清瀬一郎の回顧録からの引用である。

戦争の末期に、陸軍法務中将大山文雄の発起で、陸軍省に国際法の顧問団を嘱託したことがあつた。そのメンバーは元海軍大学の国際法の先生であつた信夫淳平君、日本で著名な外交史の専門家である田村幸策君および私（清瀬一郎―筆者）であつた……集会の場所は陸軍大臣副官の官舎で……われわれは一週間に一ぺんぐらいであつたと思うが、ウェストフアリア条約から後の終戦条約、わけても第一次欧州戦争を終結させたベルサイユ条約などについて、綿密な研究を続けたのであつた⁵。

清瀬の回顧には、こうした研究が一週間に一度ほどのペースで行われていたことが記されている。当然のことながら、これらは極秘に行なわれていたであろうが、こうした研究が陸軍の関与のもとで行なわれていたこと自体が、実に興味深い点である。また戦争末期という時期的状況に加え、ヴェルサイユ条約を主要の検討課題としていたこと、この二点から、彼らが来るべき戦争裁判へ向けての研究を行つていたことはまず間違いないと見てよかるう。なぜならヴェルサイユ条約には、いわゆる「通例の戦争犯罪」を犯したものと、それを抑止できる立場にありながら、その義務を怠つたもの、これらを二種の戦争犯罪人を定めそれぞれ裁判で裁くことが明記されていたためである。とくに同条約二七条、いわゆる「カイザー訴追条項」において、ドイツ皇帝ウイルフヘルム二世を「国際道義と条約の神聖を害する最高度の犯罪」によつて戦勝国がそれぞれ裁判官を選出して裁判を行うことが定められていた。

そしてさらに重要なことは、日本がパリ講和会議に戦勝国の一員として参加し、カイザーの訴追に同意していたという歴史的事実である。横田喜三郎が「ドイツ皇帝の処罰の問題は、戦争そのものに対する責任を問うこと、それを国家の元首について問うことにおいて、いまままでに例のないことであつた」と戦後間もない時期に、すでに明らかに

していたように、第二次大戦前の段階において国家元首を裁くことの「前例」は存在していたのである。

この点について清瀬はなんら言及していないため、研究会がいかなる結論を出していたのかは不明である。だが清瀬らがこの問題を見落とすことは、故意で無い限りまず考えにくい。いずれにせよ、来るべき敗戦後の裁判に際して、日本が国家元首を裁くことを事後法であると抗弁することは自家撞着に陥る危険性があつたのである。

日本政府の裁判対策

四五年九月二日、東京湾ミズーリ号艦上での降伏文書調印によつて、戦争裁判が行われることが事実上決定した。その結果、ポツダム宣言に明記されていた「戦争犯罪人」とは、具体的にどのような案件を指すか、ということが日本側のあらたな問題として浮上した。清瀬は、この事情について、以下のように述べている。

……俘虜虐待を含む『戦争犯罪人』を厳罰に処するという条項は守らねばならぬが、問題となるのは『戦争犯罪人』ということばの意味についてである。俘虜虐待を戦争犯罪と認めていることはあきらかであるが、その他の戦争犯罪とは何を含むかということである。

このように、戦争犯罪人とは具体的にはどういったものを指し、どういった人物がその責任を負うことになるか、ということが日本側のもっとも知りたいところであつた。

もちろん日本政府も敗戦後すぐの段階で、独自に戦争裁判と日本の戦争責任問題について、さまざまな角度から検討を重ねていた。九月六日、榎本重治は、「開戦に関する戦争責任者の問題」と題する研究のなかで、次のような見解を示していた。

戦刑法規違反責任の問題に於ても述べたる如く此の種の問題は戦争終息と共に不問に附し現に処罰中の者と雖も之を赦免するを旧来の慣行とし来たれるに今回は之を糾問するを降伏の一条件とするに至れり。特に開戦に関する責任の如きは政治的性質を有する部分多きを以て之を糾弾するが如きは甚だ酷にして武士道的見地よりすれば疑問の余地あるも事茲にいたりては已むを得ざる所なり

榎本は、戦争裁判そのものに否定的な見解を持ちつつも、恐らく開戦責任がひとつの争点となると判断していた。さらに榎本は、日本が加盟していた不戦条約との関係についても、「戦争放棄に関する条約に於て国家の政策の手段としての戦争は否認せらるるところなるも国家存立の為の自衛戦争に他ならざりしとせば之が開始に付責任を問わらるる

の理なきなり」と論じ、日本の侵略性を否定していた。

だがその一方で榎本は、現実問題として「事実上世界を敵とするに異ならず斯くて正常戦争より寧ろ制裁戦争の形相帯ぶるに至れるを以て我方の潔白を主張すること愈々困難と為りたるものと言わざるを得」ず、「依て我方としては遺憾千万乍ら開戦の政治的責任に付ては寧ろ執拗に争わざるを可とすべし」、すなわち日本は開戦責任については認めざるを得ないと述べていた。それは榎本が、この開戦責任が「陛下に迄及ぶものに非ざること飽く迄明白ならしむるを要すること」にあると考えていたためである。つまり榎本のいう戦争責任とは、天皇に責任を及ぼさないような形を前提とすることに他ならなかった。言い換えれば、天皇ではない何者かに開戦責任があることを認め、それを裁判の争点としない、と述べていたのである。

さらに、「天皇の戦争責任に関する研究」と題する研究においては、天皇の免責にむけたより詳細な方針が示されている。

天皇の戦争責任に関する研究

第一 研究上留意を要する点

一、根本方針

事は、上御一人に関する。故に、研究は正確なる事実を根據して責任の所在を明らかにすることを

主眼とし〔中略〕些少なりとも真実に違がつて、疑惑を貽すようなことがあつては處詭、詐巧を咎めることの苛察な英米法の通念に照して、重大な誤解を誘致することがないと言えぬであらう。

戦争犯罪裁判所で審問を受ける多数の関係者は、各自の立場々々で種々多様の陳述をするであらうから、自然其の間に、矛盾混雜を生ずることを免れない。然かるに、此の紛錯に拘らず、何等動揺することなきを得るのは、唯だ真実のみである。此の貼から考へても、辯明に急なる余まり、處辯、處託に墮すとか、或ひは、事実を隱蔽、歪曲するとか云ふ嫌ひのある論述は、最も戒めなければならぬ。

累を天皇に及ぼすことを危惧して、真実の掩蔽を企図するものが無いとは限らぬが、■忠の至情から出たのであつても、結果論として、重大な過誤であることは、上に述べた所からも、既に明白であらうと思ふ。蓋し、平和を御顧念ありて、戦争を嫌悪あらせられたのは、仁茲のご性格の流露したものであるから、真実を究■して誤解を排除すれば、自から聖慮の程を蘭名することができらるであらう。

まず研究の根本方針として、あくまで天皇は平和を願つていたという「真実」を明らかにすることにありとし、続

いて研究の主眼のなかで、戦争の責任者について次のように述べている。

『ボツダム』宣言を受諾した終戦後の我が政府公然の立場としては、戦争を誘発した過去の対外政策の非を認められたものであるから、従つて、天皇の戦争責任を考究するに当つては、此の点を常に考慮に入れなければならぬ。すなわち研究の主眼とするところは、我が政策を弁明するのではなく、其の過誤を究明して、それが政府乃至は軍部の責任であり、為めに累を天皇に及ぼすべきでない所以を闡明することに存する。換言すれば、政府の施策を非難し、軍部の策動を糾弾する立場に在ると云うことが出来る

このように、日本政府内の研究からは、あくまで天皇に戦争責任が及ぶことを如何に回避するか、という点を主眼に置いていたことがわかる。そして天皇を守るためであれば、政府や軍部を糾弾し、彼らに責任を被せることすら躊躇わない姿勢が明確に示されていたのである。そしてこうした点は、後の東京裁判における弁護側の立場とは明らかに一線を画するものであった。

四五年一月一五日、幣原喜重郎内閣は、「戦争責任に関する件」を閣議決定している。その内容は次のようなものであった。

第一、一般通則

(2) 天皇陛下に於かれては飽く迄対米交渉を平和裡に妥結せしめられんことを御軫念あらせられたること

(3) 天皇陛下に於かれては開戦の決定、作戦計画の遂行等に関しては憲法運用上確立せられ居る慣例に従わせられ、大本営、政府の決定したる事項を却下遊ばされざりしこと

第二、細則

陛下に関する説明

(1) 飽く迄日米交渉の円満妥結方を政府に御命令あらせられ最後の段階に至るまでこれを御軫念あらせられしこと

(2) 開戦の決定、作戦計画の遂行等に付いては統帥部、政府の決定したるものを憲法上の慣例に従はせられ之を却下遊ばされざりしものなること

(3) 真珠湾攻撃以前に於いて海軍幕僚長より初期作戦の大綱に付きては聞き及ばれたるも実施細目に関しては報告を受け居られざりしこと^⑤

すなわち天皇免責の最大の根拠は、平和を希求しつつ、あくまで憲法を遵守した立憲君主としての天皇というもの

である。この閣議決定がなされるうえで、先述した研究が影響を及ぼしたことは間違いないだろう。このように、政府は天皇免責の方針について閣議決定による意思統一を行なったが、それでも戦犯追及が天皇にまで及ぶのではないかという危機感を、完全に払拭することは出来なかった。当時の国際世論をみれば、天皇を裁判で裁くべしという声は非常に高かったし、日本国内ですら、天皇を戦犯として訴追せよという声は決して皆無ではなかったためである。

このときすでに、GHQによって戦犯容疑者の逮捕は始まっていた。同年九月二日には第一回の逮捕令が出され、東條英機元首相（兼陸軍大臣・内務大臣・軍需大臣）をはじめとする三九名が逮捕された。一二月に入ると、戦犯逮捕の動きはさらに広がりをもたせ、木戸幸一内大臣、近衛文麿元首相といった天皇側近や重臣、さらには皇族の梨本宮守正王（元帥陸軍大将）にも逮捕命令が発せられるに及んだ。最終的に、戦犯容疑者としてスガモ・プリズンに逮捕拘禁された人間は、陸海軍の軍人・政治家・官僚・実業家・右翼など、あわせて一〇三人にも及んだのである。

二．天皇不訴追が決定されるまで

これまでみてきたように、戦時中から敗戦直後の段階に

おける日本政府側の裁判対策は、昭和天皇の訴追を如何に回避するか、という点に集中していた。続いて本章では、なぜマッカーサーは天皇不訴追を決定したのであるだろうか、という問題について論じていく。だがその前に、なぜ天皇不訴追を決定するにあたって、マッカーサーが決定的な要因として作用しえたのか、という点についてあらかじめ述べておかねばなるまい。

戦争中から敗戦直後にかけて、連合国内では天皇ないし天皇制の存廃をめぐる活発な議論がなされていたことは周知のことであるが、アメリカ国務省内部においても、天皇廃止論者と保持論者による激しい争いが存在しており、容易にその結論を見出せずにいた。そうしたなか、四五年一〇月二二日、国務・陸・海三省調整委員会（SWNCC）の第二八回会議が開催された。この席上、天皇を戦犯裁判にかけるべきかどうか、天皇は戦争責任を有しているかを極秘にマッカーサーに調査させ、その結論を勧告として送ることを命じる決定（SWNCC五五・六）がなされた。この決定によって、天皇訴追の判断が事実上、マッカーサーの手に委ねられるという状況が生じたのである。

天皇・マッカーサー会見

天皇とマッカーサーとの会見は、四五年九月二七日の第

一回目の会見を皮切りに、つごう一回おこなわれている。この会見の重要性に着目した豊下樞彦氏は、一連の両者の会見のなかで、天皇の不訴追に直接かわるという点できわめて大きな意味を持つのが、この一回目の会見であったと指摘している。

このとき天皇は「私は、国民が戦争遂行にあたって政治、軍事両面で行なつたすべての決定と行動に対する全責任を負う者として、私自身をあなたの代表する諸国に採決にゆだねる」という「お言葉」をマッカーサーに述べたとされている。この天皇の「お言葉」は、ただちに新聞報道によって大々的に報じられ、国民の強い感動を呼んだ。そしてマッカーサー自身も、このときの天皇の発言にいたく感動を覚え、天皇不訴追の方針を決定する原動力となつたという。マッカーサー自身が、回想録のなかで書き残していることから、今ではなにか「伝説化」したエピソードであると言つてもいい。

だが、この天皇の「お言葉」によつて構成される「伝説」には、ある目的のため、重要な欠落が存在していた。その上で、少しの事実と多くの心理的誘導が施されたものであつたのである。欠落していたもの、それは天皇による東條批判であつた。

この指摘をはじめて行なつた豊下氏は、天皇が記者会見

の場で「宣戦の詔勅は東條が利用したように、これを利用させることは意図していなかつた」と答えていたことなどから、天皇はマッカーサーとの会見の場で、事実上東條を批判し、彼に責任を転嫁させていた、と推測したのである。この推測については、天皇は個人を批判することはないと強く信じられていた――概ねそれは事実でもあつた――ことから、一つの状況証拠による推測であるという批判をうけていたが、「松井文書」の記述は、豊下氏の推測が正しかつたことを裏付けることになつたのである。

天皇自身、自分に忠実な東條を好ましく思つていたことは周知のことであるし、このことはいくつもの史資料からも確認できる。であるのに關らず、マッカーサーの前で東條批判を行なつたのは、怨恨や恨み言といったような単純な理由では説明がつかない。では、なぜ天皇はマッカーサーの前で、東條批判を行なう必要があつたのか。それは、こうした東條批判にこそ、開戦をなぜとめられなかつたのか、という問いに答える意図が込められていたからであつたと豊下氏は述べる。

つまり天皇にとつては、東條が自らの意思に反して開戦を決定したが、立憲君主である自分はそれに反対することができなかつた、しかし戦争には反対していた、という二つの論理が不可分のものであつた。そして、そうした立憲

君主像の構築が、天皇不訴追のために向けられた日米の全ての行動のなかで一貫していたのである。

これらのことから浮かび上がる事実とはなにか。それはひとつには、マッカーサーが、この会見を境として天皇不訴追の方向に傾いたということであろう。そのことは、マッカーサーは日本を離れる直前、天皇と会見し「ワシントンから天皇裁判に付いて意見を求められました、勿論反対致しました。」と語っていることからわかる。その意味で、天皇がマッカーサーに自己の身を委ねると述べた部分については、恐らく事実であつただろうし、こうした天皇の「お言葉」が、マッカーサーが不訴追を決断するうえで重大な心理的影響となったことは間違いないといえよう。

では、心理的誘導とは何をさすか。それは、天皇の「お言葉」がおよそ最大限の効果を發揮したという事実そのものである。言い換えれば、天皇の「お言葉」が強調され、礼賛された反面、天皇会見の記録は、大半が明らかにっていないのに、なぜこの「お言葉」だけが流布したのか、ということである。つまり、「伝説」上の天皇の「お言葉」は、何者かが必要な情報を選択し、何らかの目的で流布させた、と見るほうがより自然なのである。

では、誰が何の目的で流布したか、ということになるのだが、それに答えるより先に、まずはマッカーサーがワシ

ントンに行なった回答を追うことにしよう。

マッカーサーの回答 — 天皇不訴追の決定 —

四六年一月二日、マッカーサーは、米国統合参謀本部（JCS）からの電報に接する。その内容は、ロンドンの連合国戦争犯罪委員会（UNWCC）で、オーストラリア代表が天皇を含む六二人の日本人主要戦犯リストを提出したというものであつた。²³

上述したように、マッカーサーは、この時点では既に天皇不訴追の方向で、ほぼその意思を固めていた。だが、この調子で連合国から天皇を戦犯とするリストが次々と提出されてしまったならば、不訴追が実現不可能になる恐れがあつた。もつとも、天皇不訴追を決定していたならば、なぜマッカーサーはその意思を早くワシントンに伝えなかつたのだろうか、という疑問も浮かぶ。それは、マッカーサーは、ワシントンから命じられた天皇の戦争責任についての調査を、実際にはほとんど行なっていなかつたためであつた。²⁴ そのようななかで、マッカーサーは早急に意思表示をする必要に迫られたのである。

一月二五日、マッカーサーはアイゼンハワー米陸軍参謀総長宛に緊急電報を送付している。JCSからの電報のわずか三日後のことであつた。そしてその内容は、天皇の

犯罪行為の明白な証拠は発見されなかったと述べるとともに、天皇を戦犯として訴追することは適当でないというものであったのである。

マッカーサーは「可能な限り完全な調査から、私は終戦までの天皇の国事関連行為は、ほとんど自動的に大臣、したがって天皇側近の助言者たちの責任であるとの印象を強く受けた」と述べ、さらに「天皇を戦犯として訴追するなら、占領計画の重要な変更が必要となり、日本側のゲリラ活動に対処するため、少なくとも一〇〇万の軍隊と、数十万の行政官と戦時補給体制の確立が不可欠になる」と述べられていたのだ²⁰。

いうまでもなく、可能な限り完全な調査などというものは、マッカーサーは行なっていないことは明白である。であるのに、短時間でマッカーサーが回答を可能としたのは、「フェラーズ・メモ」の存在があったためであった。

三. フェラーズメモ — 二つの柱 —

フェラーズメモとは、マッカーサーの軍事秘書であるボナー・F・フェラーズ准将²¹がマッカーサーに提出した天皇問題に対する覚書をさす。このフェラーズメモがマッカーサーの回答の母体になったことは広く知られているが、で

はフェラーズは天皇の戦争責任についてどのように述べていたのか。同メモには次のように記されている。

一九四一年一月八日の宣戦の詔書は、当時の君主国の首長としてそれを発する法的権限を有していた天皇の免れ得ない責任であった……しかし最も高度の信頼しうる情報によれば、戦争は天皇自身から起こされたものではないことが立証せられる……天皇には宣戦の勅書を、東條が使用した如くに使用する意図はなかった²²。

すなわちフェラーズは、天皇は戦争を回避しようと願っていたが、東條が天皇の意思に反して戦争を開始した、としているのである。

そしてフェラーズは、実際に米軍の「無血占領」と、日本軍の武装解除に果たした天皇の役割を高く評価したうえで、もし天皇が裁判にかけられるならば全国的法規は避けられず、「何万人もの行政官を伴った大規模な派遣軍」を必要とするとしていた。このように、フェラーズの主張は、天皇の訴追は占領を長期化させる、という占領政策における天皇の有用性を強調することで、米国政府の議論を天皇不訴追の方向に誘導することをその目的としていたのである。

豊下氏は、フェラーズメモの意図として、一つには天皇

の戦争責任の否定、そしてもうひとつには、占領政策において天皇利用の道を選択するのが得策、という二つの柱からなっていたと論証している。そしてマッカーサーの回答もまた、フェラーズメモの文脈を大部分踏襲したものであった。異なっている部分は、天皇の戦争責任の部分が削除され、天皇は内閣の決定に反対することは出来なかったという、天皇の立憲君主像、言い換えれば「無力な天皇」像がより強調された内容となっていた点であった。そして、マッカーサーのこうした意図は様々などころでみることができる。

例えば、極東諮問委員会代表团との会見で、マッカーサー自らが天皇とのやり取りを次のように紹介している。

勅語によって戦争が終結したのに、戦争をなぜ阻止することができなかったのかと天皇に質問したのに対し、天皇は「私としては決して戦争を望んでいなかったが、自分であれ（他のいかなる天皇であれ）開戦時に政界や世論の圧力に対して有効な抵抗をすることはできなかった」

このように、マッカーサーは立憲君主としての天皇像を様々なチャンネルで伝えていた。それは、マッカーサーにとって、こうした天皇の「実像」を周知させることが目的であったからに他ならない。事実、天皇不訴追を正当化さ

せる意味においても、天皇は己の意志においても、憲法上からもそうした存在でなくてはならなかった。

もちろん、「天皇＝立憲君主像」の形成は、米国側だけが行なったものではなく、日本側も密接にコミットしていた。このころ宮中内部では、天皇の聞き取り作業が極秘裏に進められていた。このなかで天皇は「たとえ自分は反対であっても、内閣の決定であればそれに従うよりない」と、立憲君主としての自らの「政治的立ち位置」について述べていた。この聞き取りが東京裁判で使われることはなかったが、マッカーサーは当然これを見ていたであろう。

こうした、いわば「無力」な天皇像は、マッカーサーをはじめとして、天皇免責にむけての日米共通の一貫した論理となっていたのである。

天皇の「お言葉」が持つ意味

もちろん、マッカーサーのいう天皇の国事行為についての理解そのものは非常に粗雑なものであり、むしろ誤りといつてよい。なぜなら、ここでいう天皇の国事行為とは、あくまで国務大臣との関係における「天皇大権」の政治的側面を述べたものに過ぎず、統帥権を有する大元帥としての軍事的側面がまったく検討されていないからである。なにより開戦の決定は、天皇が最終的に諒解しなけれ

ば制度上実現不可能であった。事実、この論理は、敗戦時においては自ら決定出来たのに、なぜ開戦時にはそれが出来なかつたのか、という論理矛盾に陥る。その矛盾を解決するために、天皇は、自分は反対であつたが、東條がそれをおこなつた、というかたちで東條を批判しなければならなかつたのである。

すなわち、これまでの天皇の立憲君主像を強調する試みは、基本的に天皇不訴追の正当性を立証するためになされたものであつたという点を見落としてはならない。そして、天皇が免責されるということは何を意味するか。つまり、他の何者かに戦争責任が存在する、ということになる。その意味で、軍閥と政治家に戦争責任が誘導されていったことは、いわば論理上の必然的な帰結でもあつた。

そして、天皇を裁くべしという声が内外で非常に高いなかで、天皇不訴追で方針を決定した以上、マッカーサーは戦争は軍閥の意思であつた、それに抗したならば天皇自身の立場が危うかつた、というイメージを早急に伝えなければならなかつた。そのために天皇の「お言葉」が最大限に活用されたのである。

そうした意味で、たとえ自分の戦争回避の思いに反して戦争が開始されたのであつたとしても、それでもなお「自ら責任を一身に負う」という趣旨の発言は、「悲壮な」君

主像というイメージ形成に最も相応しいものであつた。さらにいうなら、こうした天皇像こそが、天皇への同情を最大限に期待できるものであつた。そしてあとは、そのイメージを天皇の「お言葉」という形で、内外に広めることであつたのである。その限りにおいて、マッカーサーの戦略は完全に成功をみたといえよう。

つまりマッカーサーは、東京裁判の開廷に前後して、全く相反する「天皇発言」を文字通り「裁判対策」として実に巧みに駆使し、そして昭和天皇にとつては、自らが連合国側の裁判を免れて生き残ることが、長い伝統を誇る皇室を守り抜く唯一の道であり、不訴追を獲得するためには、なりふり構わずあらゆる手段を講ずる、という方向に踏みきつたのであつた。

すなわち、昭和天皇の不訴追は、日米合作によるすぐれて政治的な帰結であつたのである。

おわりに

これまで述べてきたように、東京裁判において昭和天皇が不訴追となつた最大の理由は、米国の占領統治のため、天皇の温存、利用が必要であると判断されたためであつた。そして、その判断をもたらした重要な要因のひとつが、マッ

カーサーの回答であった。マツカーサーは、天皇の温存、利用が占領統治に欠かせないと判断したため、天皇が如何に重要であるかを論理付けなければならなかった。それは同時に、東京裁判においていかに天皇を不起訴に持ち込むか、つまり天皇免責を正当化する論理を構築する作業に他ならなかったのである。

つまりマツカーサーは自らの占領統治のために天皇が必要であり、そして天皇にとつても、天皇制を次代に存続させるため、マツカーサーの助力が必要不可欠であった。天皇、そして天皇制という、この似て非なる存在の捉え方の違いという意味で、両者の思惑は必ずしも一致してはいなかったが、天皇免責による成果を期待するという一点において、両者は「連携」することができたのである。こうして天皇の「お言葉」は最大限に活用され、それぞれの思惑に見合った「成果」をもたらしたのだった。

だが天皇が不訴追となつたことは、天皇の戦争責任を同時に「免責」するかたちになつてしまつた。このことは、法廷の場で明らかにされねばならなかったはずの天皇の戦争責任が、未解決のまま残されてしまつたということの意味している。東京裁判は「必ずしも勝者の一方的な裁きではなかつた」という指摘のもつ重みを、天皇の不訴追は、改めて我々の前に示すものであると言えよう。

裁かれなかつた天皇、それはまさしく東京裁判が照射しえなかつた大きな影のひとつであつたのである。

注

(1) 細谷千博 安東仁介 大沼保明『東京裁判を問う』（講談社学術文庫、一九八九年、一一九頁）。

(2) 前掲書、一三一頁。

(3) 東京裁判を扱つた研究の一つに、日暮吉延『東京裁判の国際関係 国際政治における権力と規範』（木鐸社、二〇〇一年）が挙げられる。同書は東京裁判を国際政治の観点から総合的かつ詳細に論じた研究であり、歴史的位位置付けや見解の違いを別とするならば、東京裁判に関する代表的な研究のひとつであることは間違いない。しかしながら同氏は、天皇の訴追問題についてはさほど論及していない。

(4) 豊下植彦『天皇・マツカーサー会見』（岩波現代文庫、二〇〇八年）を参照。

(5) 清瀬一郎『秘録東京裁判』中公文庫、一九八六年、二七頁。

(6) 「カイザー訴追」と日本の関係について付言しておく、パリ講和会議において英仏から提案されたドイツ前皇帝の訴追に対し、当初日本は反対の意向をしめしていた。その理由のひとつには、カイザー訴追を国際法の前例とすることは、今後、国家元首が裁かれる可能性、すなわち将来的に日本の天皇制を脅かすことになる可能性を憂慮したためであつた。だが、この問題をもつて講和会議から離脱する

ことは日本の国益に反することもあつて、最終的に日本はこの提案に同意している。このことは、日本が勝者の裁きに荷担していたという事実を示すものであつた点で重要である。

(7) 横田喜三郎『戦争犯罪論』(有斐閣、一九四七年)、二二〇―二七頁。横田は、ヴェルサイユにおける「先例」を挙げることとして、東京裁判における天皇訴訟の法的正当性を指摘しようとした可能性があると、筆者は推測している。

(8) 実際には、亡命先のオランダの拒否によつて皇帝の訴追は実現しなかつた。そのため、これをもつて法理上の「先例」とすることが適切であるかについては、異論もある。またカイザー訴追は、「その実質において法的性質をもつものではなく、形式においてのみ法的なものである」とされ、司法的なものでなく政治的なものであるとされてきた(大沼保明『戦争責任論序説』(東京大学出版会、一九七五年))。そのため国家元首を「平和に対する罪」で裁くことを事後法とする抗弁には一定の理が存在しているといえる。しかしながら、国家元首を裁くこと自体を否定することにはならない。

(9) 前掲『秘録東京裁判』、三一頁。

(10) 榎本書記官「開戦に関する戦争責任者の問題」一九四五年九月六日『A級裁判参考資料 戦争責任問題』所収(国立公文書館所蔵)

(11) 「天皇の戦争責任に関する研究」。海軍と明記された便箋によつて記されたこの研究は日付が記載されていない。また同史料には松本氏による、と記されているが、現時点でこの松本氏なる人物が誰を指すのかもはっきりしたことは

わからない。

(12) 「天皇の戦争責任に関する研究」(名前、日付なし)『A級裁判参考資料 戦争責任問題』所収(国立公文書館所蔵)。

(13) 栗屋憲太郎編『資料 日本現代史二』(大月書店、一九八〇年)、三四一―三四二頁。

(14) 一九四五年二月八日、日本共産党ほか五団体の主催で、「戦争犯罪人追及人民大会」が開催された。このとき一〇〇名を越える戦争犯罪人が指名され、その筆頭に昭和天皇の名が記されていた。

(15) 栗屋憲太郎『東京裁判論』(大月書店、一九八九年)、八一頁。これら逮捕者一〇三名のうち四名は逮捕前に自殺している。また実際に起訴された以外の逮捕者は裁判の開始中に釈放されたため、「A級容疑者」とも呼ばれる。

(16) アメリカにおける天皇・天皇制をめぐる意見対立、世論の動向については、武田清子『天皇観の相剋 一九四五年前後』(岩波書店、一九九三年)に詳しい。

(17) 山極晃 中村政則編 岡田良之助訳『資料 日本占領一 天皇制』(大月書店、一九九〇年)、四五三―四五四頁。前掲『東京裁判論』、一九八頁。

(18) 同会見の詳細は、一部を除き、これまで具体的に明らかになつていなかったのだが、豊下は会見に通訳として参加していた松井明が残した「松井文書」を分析し、その実態を明らかにしている。その詳細については、豊下『松井文書の会見記録を読み解く』(『天皇・マッカーサー会見』、八七―一三一頁を参照)。

(19) 以下のやりとりについては、ダグラス・マッカーサー著 津島一夫訳『マッカーサー回想記』下(朝日新聞社、

東京裁判の影（横島）

一九六四年）を参照。

(20) 前掲書、七八頁。

(21) 前掲『天皇・マッカーサー会見』、一一九頁。

(22) 前掲『資料日本占領一 天皇制』一、四六一～四六二頁。

(23) 前掲『東京裁判論』、一九八頁。

(24) 前掲『資料日本占領一 天皇制』、四六三～四六四頁。

(25) フェラーズは戦前二度の来日経験をもち、マッカーサー側近では最も日本通であった。フェラーズ個人については、前掲『二つの独白録』に詳しく。

(26) 前掲『資料日本占領一 天皇制』、四六三頁。

(27) 前掲『天皇・マッカーサー会見』、一五頁。

(28) 前掲書、一八頁。

(29) この聞き取りは一九二八年から開戦に至るまでの過程について天皇自らが語ったものであるが、一九九〇年に『昭和天皇独白録』として公開されるまで、その存在は公には知られていなかった。この聞き取りは、天皇の裁判対策の弁明のためになされた可能性が極めて高いことが、既に立証されている。詳細については、前掲『徹底検証・昭和天皇「独白録」を参照のこと。

(30) 天皇は大日本帝国憲法下において、天皇大権と呼ばれる大きな権限を有しており、統帥権もその一つである。

(31) 前掲『昭和天皇・マッカーサー会見』、六五頁、八六頁。

(32) また一方で、よく知られているように、このマッカーサーの天皇免責の方針は、同じ頃進行していた憲法改定と象徴天皇制の実現をめぐるGHQと日本政府の交渉に深い影響を及ぼすものだった。GHQは天皇の戦犯指名や戦争責任追及、さらには完全な共和制の実現、その他の政治的・社

会的大変革を回避するためには、新しい憲法原理の導入が不可欠だと、日本政府を説得したのである。こうして、日本国憲法制定、象徴天皇制の道が開かれるのである（前掲『東京裁判論』、一九九～二〇〇頁）。

(33) 粟屋憲太郎『東京裁判への道』（講談社、二〇〇六年）下、一八三～一八五頁。

「本稿は『The Shadow behind the Tokyo Trial—Why was not the Emperor Hirohito Prosecuted?』 Tim McCormack, Gerry Simpson and Yuki Tanaka (eds), TOKYO WAR CRIMES TRIAL: Lessons for the Future of International Law, Martinus Nijhoff Publishers, 2010 (forthcoming), をもとに加筆・修正を施したものである。また本稿は、科学研究費補助金・基盤研究(B)「対日戦争犯罪裁判の総合的研究」(研究代表者粟屋憲太郎)(二〇〇七年度—二〇〇九年度)による成果の一部である。」

(本学文学研究科史学専攻博士課程後期課程)